

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：防災費 目：防災総務費

事業名 山岳遭難防止対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部防災課 山岳遭難・火山対策係 電話番号：058-272-1111(内2837)

E-mail : c11115@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 21,630千円 (前年度予算額： 22,530千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	22,530	0	0	0	0	0	152	0
要求額	21,630	0	0	0	0	0	152	0
決定額	21,630	0	0	0	0	0	152	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成22年度以降「登山届の提出促進」「安全な登山の普及」「充分な装備品の携行」に重点を置き、登山口での遭難防止対策として、登山届ポストの設置、広報啓発活動等を実施。

また、平成26年以降、山岳遭難の発生が多い北アルプス地区及び活火山のうち噴火警戒レベルが導入されている御嶽山、焼岳、白山及び乗鞍岳の登山者に対し登山届の提出を義務付けた。県内における山岳遭難事故は、令和4年8月現在で遭難件数84件(前年同月比21件増加)、遭難者数94人(前年同月比20人増加)と前年よりも大幅に増加しており、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた安全登山の重要性が一層高まっている。

(2) 事業内容

- ・県外居住登山者を対象とした広報啓発活動

県内を訪れる登山者の居住割合が多い地域において、関係機関や隣接県とも連携を図りながら、広報啓発活動を実施。

- ・主要登山口における広報啓発活動

登山者が多く訪れる時期を中心に、主要登山口で広報啓発活動を実施。

- ・広報啓発物の作成、配布

北アルプス全域の登山道や危険箇所を網羅した「登山マップ」や安全登山推進リーフレット等の作成、配布。

- 登山届提出に係る環境整備費等

【山岳遭難防止条例の運用にかかる環境整備】

登山届の回収、受理整理、提出指導を地元の団体に委託し、登山届管理・指導体制を確保。

(3) 県負担・補助率の考え方

岐阜県山岳遭難防止条例の運用をはじめ、県内の山岳遭難防止対策の推進に要する費用であることから、県が負担すべきである。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	84	有識者等への謝金
需用費	1,267	登山マップ等の印刷等
役務費	144	通信、郵便料等
委託料	19,122	業務委託料等
負担金	152	夏山フェスタへの出展料
その他	861	地元関係者等との調整に係る事務経費等
合計	21,630	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

改正活火山法（平成27年7月8日公布）において、火山噴火時の救助・捜索活動の際の登山者の早期把握、安否確認等を円滑に進めるため、地方自治体に登山届等による登山者の情報の把握に関する規定（努力義務）が設けられた。

新潟県では、常時観測活火山である「新潟焼山」の登山者に対し、登山届の提出を義務付ける条例が、平成27年6月1日から施行された。

長野県では、里山を除く「広範囲な山岳」で登山計画書の提出を義務付ける条例が、平成28年7月1日から施行された。

石川県では、白山の活火山地区への登山者に対し登山届の提出を義務付ける条例が、平成29年7月1日から施行された。

山梨県では、富士山、南アルプス、八ヶ岳への登山者に対し登山計画書を義務付ける条例が、平成29年10月から施行された。

(2) 後年度の財政負担

安全登山に関する広報啓発は継続的に実施する必要があり、また、登山届の管理体制など山岳遭難防止条例の運用のための、後年度財政負担が発生する。

(3) 事業主体及びその妥当性

岐阜県山岳遭難防止条例の運用をはじめ、県内の山岳遭難防止対策の推進に要する費用であることから、県が事業主体となるべきである。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

近年、県内における山岳遭難事故が増加傾向にあり、また、御嶽山噴火により登山届の重要性が指摘されていることから、安全登山に関する広報啓発活動、登山者指導等を県自ら推進することで山岳遭難事故防止を図るとともに、「岐阜県山岳遭難防止条例」の周知徹底を実施していく。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

山岳遭難防止活動及び遭難者の救助活動に寄与することが目的であるため、目標を設定することは困難である。

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の活動内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 北アルプス三県(長野県、富山県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ○第1回会議 令和2年11月12日 (2) 白山二県(石川県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ○第1回会議 令和2年11月25日 (3) 令和2年度の広報啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ○登山届提出指導 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県高山市高山市丹生川町 畠平バスセンター前 (令和2年6月19日、6月20日、8月9日) ・岐阜県高山市奥飛騨温泉郷 新穂高登山指導センター前 (令和2年8月8日) ・岐阜県大野郡白川村 三方岩登山口 (令和2年8月29日) ・岐阜県下呂市小坂町 小坂口登山口 (令和2年9月19日) (4) 登山届提出に係る環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ○乗鞍岳において、境界標柱を設置 計10箇所 (令和元年12月1日からの乗鞍岳における登山届義務化に伴うもの)
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> (1) 北アルプス三県(長野県、富山県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回会議 令和3年5月25日 ○ 第2回会議 令和3年11月22日 (2) 白山二県(石川県、岐阜県)合同山岳遭難防止対策連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回会議 令和3年5月24日 ○ 第2回会議 令和3年11月19日 (3) 令和3年度の広報啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ○合 同 活 動 北アルプス安全登山アピール2021 <ul style="list-style-type: none"> 開催日 : R3. 7. 31(土) 場 所 : ウェブ方式 協 力 : (株)山と渓谷社 ○登山届提出指導 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県高山市高山市丹生川町 畠平バスセンター前 (令和3年7月1日、7月22日、9月7日) ・岐阜県高山市奥飛騨温泉郷 新穂高登山指導センター前 (令和3年8月8日) ・岐阜県大野郡白川村 平瀬登山口 (令和3年8月7日) ・岐阜県下呂市小坂町 小坂口登山口 (令和3年7月17日) (4) 登山届提出に係る環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ○乗鞍岳および白山において、災害により破損した登山届ポストを復旧 計2箇所
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標 : ____ 実績 : ____ 達成率 : ____ %</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	以前から続く登山ブームにより、県内における山岳遭難事故件数は依然として多く、また、御嶽山噴火により、万が一遭難した場合の安否確認及び捜索救助に向けた登山届の重要性が全国的に再認識されていることから、山岳遭難事故防止対策を県自ら推進し、「岐阜県山岳遭難防止条例」の広く周知徹底を図っていくことは、重要な事業である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
(評価) 3	条例制定とともに安全登山及び登山届提出に関して広報啓発活動を実施した結果、登山届の提出者数（H30）は条例制定前（H25）に比べ約5割増加している。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
(評価) 2	より効果のある広報のため、関係県との合同によるWEB会議形式を活用する等広報活動実施方法の見直しを図った。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

山岳遭難事故件数は、依然として高い水準にあり、より効果的な遭難防止対策について検討をしていく必要がある。また、山岳遭難者の約7割（令和元年度）が県外居住者であることから、県外を意識した啓発活動が必要である。

平成28年12月から、「岐阜県山岳遭難防止条例」の罰則規定が適用され、更なる周知徹底を図っていく必要がある。

登山者は県境を意識することなく登山することから、近隣県と連携した対応が不可欠であり、継続した協議・調整を実施していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

近年、登山知識の不足による遭難事故が増加しており、遭難者の多くを県外居住者が占めているため、「県外居住登山者への啓発活動」を中心に事業を行う。

また、条例の適正な運用に取り組む。